（公営住宅法施行規則及び航空法施行規則の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「㎡」を削る。

一　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第一号様式

二　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十九号の三様式及び第十九号の三の二様式

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法） **第八条**　法第十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ　発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら保証事業会社の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法 ロ　発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法 ハ　発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第十一条第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一　保証事業会社が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。 二　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。 三　前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。 **第九条**　法第十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。	（新設）